

目 次

条 例

- ・津市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例
- ・津市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例
- ・津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例
- ・津市贊岐地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
- ・委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市市税条例の一部を改正する条例
- ・津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市消防団条例の一部を改正する条例

規 則

- ・津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則

告 示

- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の認可に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・津市下水道排水設備指定工事店の指定及び取消し
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・公示送達
- ・公示送達
- ・国民健康保険被保険者証の無効告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の認可に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・市道路線の廃止
- ・市道路線の供用開始
- ・市道路線の認定
- ・市道路線の区域決定
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・国民健康保険被保険者証の無効告示

- ・撤去自転車の保管に係る告示

公 告

- ・開発行為に関する工事の完了
- ・道路位置指定
- ・犬の抑留
- ・農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の策定
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留

教委告示

- ・教育委員会定例会の招集

水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止

津市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

津市条例第299号

津市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条の2第2項及び第3項の規定に基づき、津市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数は、それぞれ別表のとおりとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後最初に行われる津市農業委員会の選挙による委員の一般選挙から適用する。

別表

選挙区名	選挙の区域	選挙すべき委員の数
第1選挙区	第2選挙区から第11選挙区までの区域以外の区域	4人
第2選挙区	津市支所及び出張所設置条例（平成18年津市条例第12号。以下「支所等設置条例」という。）第3条に規定する津市高野尾出張所、津市大里出張所、津市一身田出張所、津市白塚出張所及び津市栗真出張所の所管区域	4人
第3選挙区	支所等設置条例第3条に規定する津市藤水出張所、津市高茶屋出張所及び津市雲出出張所並びに支所等設置条例第2条に規定する津市香良洲総合支所の所管区域	3人
第4選挙区	支所等設置条例第2条に規定する津市久居総合支所の所管区域	6人
第5選挙区	支所等設置条例第2条に規定する津市河芸総合支所の所管区域	3人
第6選挙区	支所等設置条例第2条に規定する津市芸濃総合支所の所管区域	4人
第7選挙区	支所等設置条例第2条に規定する津市美里総合支所の所管区域	2人
第8選挙区	支所等設置条例第2条に規定する津市安濃総合支所の所管区域	4人
第9選挙区	支所等設置条例第2条に規定する津市一志総合支所の所管区域	3人
第10選挙区	支所等設置条例第2条に規定する津市白山総合支所の所管区域	3人
第11選挙区	支所等設置条例第2条に規定する津市美杉総合支所の所管区域	4人

津市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

津市条例第300号

津市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第16条第1項の規定に基づき、同法第15条に規定する障害者介護給付費等の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数を定めるものとする。

(審査会の委員の定数)

第2条 審査会の委員の定数は、15人以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

津市条例第301号

津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、安濃農民研修センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農業の振興及び農業生産性の向上を図るため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市安濃農民研修センター
- (2) 位置 津市安濃町川西1310番地1

(使用者の範囲)

第4条 センターを使用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、農業に従事している者その他市長が適当と認める者とする。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(使用料)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

（権利譲渡等の禁止）

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第13条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（使用者等に対する指示）

第14条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 1 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

津市安濃農民研修センターの使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前8時30分 から午後10時まで
大研修室	2,000	2,000	2,500	5,000
第1研修室	1,000	1,000	1,250	2,500
第2研修室	1,000	1,000	1,250	2,500
生活改善室	1,000	1,000	1,250	2,500
和室	1,000	1,000	1,250	2,500
<p>〔備考〕 冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額を加算する。</p>				

津市贄崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

津市条例第302号

津市贄崎地区防災コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、防災コミュニティセンター(以下「センター」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 災害発生時における住民の避難場所に供し、災害応急対策の拠点とするとともに、住民相互の連帯意識の高揚を図り、住民の地域活動の拠点として、健全な地域社会の形成に寄与するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市贄崎地区防災コミュニティセンター
- (2) 位置 津市港町1番23号

(使用の許可)

第4条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の優先)

第5条 災害発生時における住民の避難場所又は災害応急対策の拠点とするために使用するときは、他のいかなる場合の使用より優先する。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(使用料)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。

(2) 使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者等に対する指示)

第14条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用者等に対し指示

をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年8月5日から施行する。ただし、第4条から第11条まで、第15条及び別表の規定は、同年7月25日から施行する。

別表（第4条、第7条関係）

津市贄崎地区防災コミュニティセンターの使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	午前9時から 午後9時30 分まで
集会室1 集会室2	800	800	1,100	2,100
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、当該使用料の10分の3の額を加算する。				

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

津市条例第303号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中			
「児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害月額	13,430円		
者手当及び重度心身障害者等介護手当の認			を
定医			」
「児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害月額	13,430円		
者手当及び重度心身障害者等介護手当の認			
定医			
障害者介護給付費等の支給に関する審査会月額	23,600円		に
の合議体の長及びその職務を代理した委員			
障害者介護給付費等の支給に関する審査会月額	20,400円		
委員			」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

津市条例第304号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年津市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第10条の2第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第10条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

附 則

この条例中第8条第1号の改正規定は公布の日から、その他の規定は平成18年10月1日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

津市条例第305号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第34条の2中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第34条の3第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第34条の4を削り、第34条の5を第34条の4とし、第34条の5の2を第34条の4の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（調整控除）

第34条の5 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額
第34条の6中「第34条の4」を「前条」に改める。

第34条の7第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「（法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額）」を削り、「、第34条の4及び前条」を「及び前2条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかつた」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

第36条の2第1項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第6項中「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の次に「又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」を加える。

第53条の4を次のように改める。

（分離課税に係る所得割の税率）

第53条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第57条及び第59条中「第10号の8」を「第10号の7」に改める。

第95条中「2,743円」を「3,064円」に改める。

附則第2条の3の次に次の1条を加える。

第2条の3の2 平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得税の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（第24条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この条において同じ。）については、この条例の規定中所得割に関する部分（第34条の7第1項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における第34条の7第1項の規定の適用については、同項中「第34条の3及び前2条」とあるのは、「附則

第2条の3の2」とする。

附則第2条の4中「第34条の5及び第34条の5の2」を「第34条の4及び第34条の4の2」に改める。

附則第5条第2項中「第34条の4」を「第34条の5」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第6条第1項中「附則第4条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に改め、同条第3項中「附則第4条第4項第2号」を「附則第4条第1項第2号」に、「以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第6条の2第1項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に改め、同条第3項中「附則第4条の2第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第6条の3第1項中「附則第4条の3第3項により準用される同条第1項」を「附則第4条の3第4項」に改め、同条第2項中「第48条の7第1項において準用する令第7条の13第1項」を「第48条の6第1項」に改める。

附則第7条第1項中「（利息の配当を除く。）」を削り、「第34条の4」を「第34条の5」に改め、同条第2項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

附則第7条の2の次に次の1条を加える。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

附則第8条第2項中「第34条の4まで、第34条の6及び附則第7条の規定にかかわらず」を「第34条の3まで、第34条の5、第34条の6、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の1」を「100分の0.9」に改め、同項第2号中「第34条の4まで」を「第34条の3まで、第34条の5」に、「及び附則第7条」を「、附則第7条第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第9条を次のように改める。

（市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）

第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控

除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。

附則第16条の2第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「2,977円」を「3,298円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「1,412円」を「1,564円」に改める。

附則第16条の4第1項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の9」を「100分の7.2」に改め、同条第2項中「附則第33条の3第2項」を「附則第33条の3第6項」に改め、同条第3項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第16条の4第1項」を「並びに附則第16条の4第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同条第4項中「附則第33条の3第4項」を「附則第33条の3第8項」に改める。

附則第17条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第35条第5項において準用する同条第1項後段」を「附則第35条第5項後段」に改め、同条第3項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第17条第1項」を「並びに附則第17条第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第17条の2第1項中「附則第34条の2第1項」を「附則第34条の2第4項」に改め、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 48万円

附則第17条の2第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第2項」を「附則第34条の2第5項」に、「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第9項」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第17条の3第1項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 144万円

附則第17条の3第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改める。

附則第18条第1項中「第5項において準用する附則第17条第3項第1号」を「第5項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の6」を「100分の5.4」に改め、同条第2項中「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第3項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に、「100分の6」を「100分の5.4」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第4項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第1項中「附則第18条第1項」を「附則第18条第6項」に、「以下この項及び次項並びに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第

5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第4項第1号」を「第2項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定の適用がある場合」を「前項の規定の適用がある場合」に改め、同項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第19条第1項」を「並びに附則第19条第1項」に改め、「と、第34条の7第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第19条第3項」」を削り、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第2項とする。

附則第19条の2第1項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。))」を加え、「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の2第5項」に改め、同条第2項中「、次条及び附則第19条の4」を削り、「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の2第6項」に、「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条の2第7項」に改める。

附則第19条の3中「附則第18条の3第1項から第3項まで」を「附則第18条の3第5項から第7項まで」に、「同条第4項第1号」を「同条第2項第1号」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改める。

附則第19条の4中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に、「附則第35条の2の4第1項及び第2項」を「附則第35条の2の4第4項及び第5項」に改める。

附則第19条の5第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第8項」に改め、同条第2項中「から第3項まで」を削り、「附則第19条第1項及び附則第19条の3中」を「附則第19条第1項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第19条の3中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第19条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」に改める。

附則第19条の6第1項中「附則第35条の3第1項」を「附則第35条の3第11項」に、「附則第18条の6第1項」を「附則第18条の6第22項」に改め、同条第3項中「附則第35条の3第4項」を「附則第35条の3第14項」に改め、同条第4項中「から第3項まで」を削り、「附則第19条第1

項及び附則第19条の3中」を「附則第19条第1項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第19条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」に改め、同条第7項中「附則第18条の6第13項」を「附則第18条の6第35項」に、「附則第18条の6第14項」を「附則第18条の6第36項」に改める。

附則第20条の2第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第20条の2第1項」を「並びに附則第20条の2第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第20条の3第1項中「附則第35条の4の2第2項」を「附則第35条の4の2第8項」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第3項中「100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）」を「5分の3」に、「100分の3.4」を「100分の3」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改め、同条第5項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第6項中「第34条の7第1項」を「第34条の7」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「第33条第6項」と、「」の次に「同条第3項中」を加える。

附則第21条を次のように改める。

第21条 削除

別表を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第95条の改正規定及び附則第16条の2の改正規定並びに附則第5条の規定 平成18年7月1日

- (2) 第 5 7 条及び第 5 9 条の改正規定並びに附則第 4 条の規定 平成 1 8 年 1 0 月 1 日
- (3) 第 3 6 条の 2 第 6 項及び第 5 3 条の 4 の改正規定、附則第 9 条の改正規定並びに別表を削る改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 1 9 年 1 月 1 日
- (4) 第 3 4 条の 3 第 1 項の改正規定、第 3 4 条の 4 を削り、第 3 4 条の 5 を第 3 4 条の 4 とし、第 3 4 条の 5 の 2 を第 3 4 条の 4 の 2 とし、同条の次に 1 条を加える改正規定、第 3 4 条の 6 の改正規定、第 3 4 条の 7 の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 1 0 0 分の 6 8 」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に 5 分の 3 」に改める部分を除く。）並びに附則第 2 条の 3 の次に 1 条を加える改正規定、附則第 2 条の 4 、第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条から第 7 条までの改正規定、附則第 7 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、附則第 8 条、第 1 6 条の 4 から第 1 9 条の 6 まで、第 2 0 条の 2 、第 2 0 条の 3 、第 2 0 条の 4 第 2 項、第 5 項及び第 6 項並びに第 2 1 条の改正規定並びに次条第 1 項及び附則第 3 条の規定 平成 1 9 年 4 月 1 日
- (5) 第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項の改正規定並びに次条第 3 項及び第 4 項の規定 平成 2 0 年 1 月 1 日
- (6) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成 2 0 年 4 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第 3 4 条の 3 第 1 項及び第 3 4 条の 5 並びに附則第 8 条第 2 項、第 1 7 条第 1 項、第 1 7 条の 2 第 1 項、第 1 7 条の 3 第 1 項、第 1 8 条第 1 項及び第 3 項、第 1 9 条第 1 項、第 1 9 条の 3 並びに第 2 0 条の 2 第 1 項の規定は、平成 1 9 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 1 8 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第 5 3 条の 2 の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）に関する部分は、平成 1 9 年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等（新条例第 5 3 条の 2 に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成 1 9 年 1 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、津市市税条例附則第 2 1 条第 3 項の規定は、適用しない。

- 3 新条例第34条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第34条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。
- 5 新条例第34条の7及び附則第20条の4第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第34条の5第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第17条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第19条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第34条の5第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第34条の7の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第34条の3の規定による所得割の額から新条例第34条の5の規定による控除額を控除した金額
- (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第34条

の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき改正前の津市市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第21条第3項の規定により読み替えられた旧条例第34条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額

- 2 新条例附則第2条の3の2の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「0とする。）」とあるのは「0とする。）の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得に関する部分（新条例第34条の7の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「附則第2条の3の2の規定による所得割の額」とする。
- 3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。
- 5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第34条の7第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。
- 7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあつては、その旨（第5項又は前項の規定による還付又は充当をした場合にあつては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあつては、その旨を、遅滞なく、通知する。
- 8 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第57条及び第59条の規定は、平成19年度以後の年度分の

固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成18年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき
321円

(2) 新条例附則第16条の2第2項に規定する紙巻きたばこ 1,000本
につき152円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年総務省令第60号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「津州市税条例の一部を改正する条例（平成18年津市条例第305号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第5条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

津市条例第306号

津市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「4歳に満たない者」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同条第12号を同条第13号とし、同条第11号中「、成年後見人等」を「その他の者」に、「次条各項に規定する対象者（以下「対象者」という。）又は第4条第1項に規定する受給資格者」を「乳幼児」に、「監護し、かつ、その生計を維持しているもの」を「監護しているもの」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 就学前乳幼児 乳幼児のうち4歳に達した日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第4条第1項中「受けた者」の次に「（就学前乳幼児にあつては、市長が受給資格を有すると認める者）」を加え、同条第2項中「対象者」を「前条各項に規定する対象者（以下「対象者」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前3項の規定は、就学前乳幼児に係る福祉医療費の助成については、適用しない。この場合において、就学前乳幼児の助成に係る受給資格の認定は、第9条第1項の規定による申請の都度、これを行うものとする。

第5条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、受給資格者が就学前乳幼児である場合においては、対象医療費（入院に要するものに限る。）を福祉医療費として助成するものとする。

第 8 条に次のただし書を加える。

ただし、就学前乳幼児に係る助成については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成 1 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

津市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

津市条例第307号

津市消防団条例の一部を改正する条例

津市消防団条例（平成18年津市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「480人」を「475人」に、「108人」を「118人」に、「400人」を「395人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年6月30日

津市長 松田直久

津市規則第258号

津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第301号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 安濃農民研修センター(以下「センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(使用時間)

第3条 センターを使用することができる時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の3月前の日から当日までの間に、安濃農民研修センター使用(使用変更)許可申請書(第1号様式。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、安濃農民研修センター使用(使用変更)許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第6条 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に

提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者は、センターの使用許可の取消しを受けようとするときは、安濃農民研修センター使用許可取消届(第3号様式)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(引続使用の制限)

第8条 センターの施設及び設備器具は、引き続き7日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免申請)

第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、安濃農民研修センター使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第9条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。
- (2) 条例第9条第2号の規定に該当するときは、既納の使用料の5割の額を還付する。ただし、使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たときは、既納の使用料の全額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、安濃農民研修センター使用料還付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第12条 使用者その他センターを利用する者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第13条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第14条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(職員)

第15条 センターに所長を置く。

- 2 所長には、安濃総合支所産業建設課長の職にある者をもって充てる。
- 3 センターに事務長その他必要な職員を置くことができる。

(職務権限)

第16条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長 上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務長 上司の命を受けてセンターにおける庶務等に係る事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) その他の職員 上司の命を受けてセンターの事務を処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

第1号様式（第4条、第6条関係）

安濃農民研修センター使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市安濃農民研修センターを 使 用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分から
	年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
入 場 予 定 人 員	対象者
使 用 責 任 者 の住 所 及 び 氏 名	
使 用 す る 施 設 （使用する施設を○で 囲んでください。）	大研修室 第1研修室 第2研修室 生活改善室 和室
使 用 す る 設 備 器 具	
冷 房	要 不要
暖 房	要 不要
持 込 器 具 等	
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円） 無

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	円
許 可 条 件 等	

第2号様式（第5条—第7条関係）

（表）

安濃農民研修センター使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった津市安濃農民研修センターの使用に
使用変更

ついて、次のとおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分から			
	年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分まで			
行 事 名				
使 用 目 的				
入 場 予 定 人 員		対象者		
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名				
使 用 す る 施 設	大研修室	第1研修室	第2研修室	
	生活改善室	和室		
使 用 す る 設 備 器 具				
冷 房	要	不要	暖 房	要 不要
持 込 器 具 等				
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円）			無
許 可 条 件 等				

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

安濃農民研修センター使用許可取消届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市安濃農民研修センターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 (取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。)	大研修室 第1研修室 第2研修室 生活改善室 和室
取消しに係る設備器具	
使用許可年月日及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第4号様式（第9条関係）

安濃農民研修センター使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市安濃農民研修センターの使用料の減額を受けたいので申請します。
免除

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
使 用 す る 施 設 〔使用する施設を○で 囲んでください。〕	大研修室 第1研修室 第2研修室 生活改善室 和室
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要
減 免 申 請 の 理 由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第5号様式（第10条関係）

安濃農民研修センター使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市安濃農民研修センターの使用料の還付を受けたいので申請します。

還付の対象となる使用日時	年 月 日（ 曜）午前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午前後 時 分まで		
還付対象施設 （還付の対象となる施設を○で囲んでください。）	大研修室 第1研修室 第2研修室 生活改善室 和室		
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
既納の使用料	納付年月日	年 月 日	
	納付金額	円	
還付申請の理由			

※ 次の欄は、記入しないでください。

納付金額	還付金額	備考
円	円	

津市告示第305号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月16日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年6月16日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第306号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月19日

津市長 松田直久

1 名称

白塚南町自治会

2 規約に定める目的

本会は会員相互の連絡を図り、会員に共通する問題を処理し、良好な地域
社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等、区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

3 区域

本会の区域は、津市白塚町5000番地1、津市白塚町5039番地、津
市白塚町4973番地1、津市白塚町4990番地3で囲まれた区域とする。

4 事務所

三重県津市白塚町5017番地2

5 代表者の氏名及び住所

稲垣 毅

三重県津市白塚町5002番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条
第1項3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得
て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

9 認可年月日

平成 年 月 日

津市告示第307号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年6月19日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅
(放置禁止区域)
- 2 撤去した年月日 平成18年6月19日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

津市告示第308号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第6条第1項及び第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定及び指定を取消したので、同条例第17条の規定により告示する。

平成18年6月20日

津市長 松田直久

指定した業者

業者名	所在地	指定期間
久居ホームセンター	津市木造町1335番地	平成18年 5月 1日から 平成22年 3月31日まで
西口建工株式会社	鈴鹿市岸岡町3371番地	平成18年 5月 1日から 平成22年 3月31日まで
有限会社鈴鹿電化住設	鈴鹿市国府町7658番地 12	平成18年 5月 1日から 平成22年 3月31日まで
有限会社松阪管工業	松阪市上川町3461番地 62	平成18年 5月 1日から 平成22年 3月31日まで
有限会社ユニティ	伊勢市船江四丁目16番8号	平成18年 5月16日から 平成22年 3月31日まで
有限会社ホクサイ	津市白山町川口536番地 3	平成18年 5月16日から 平成22年 3月31日まで
有限会社ナカヤ設備工業	多気郡明和町大字新茶屋4 22番地	平成18年 5月16日から 平成22年 3月31日まで

指定を取消した業者

業者名	所在地	取消し年月日
株式会社岡山興業	津市久居明神町1180番地	平成18年 5月23日

津市告示第309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年津市告示第46号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月20日

津市長 松田直久

1 届出者

津グリーンビレッジ雲出自治会

三重県津市雲出本郷町1461番地59

代表者 太田勝也

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	岸 進 三重県津市雲出本郷町1399番地47
変更後	太田勝也 三重県津市雲出本郷町1461番地96

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成18年3月26日の通常総会において選任され、平成18年4月1日付けで新任されたため。

津市告示第 3 1 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 6 月 2 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）及び高田本山駅
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 6 月 2 0 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第311号

下記の者に対する平成16年4期分から平成17年4期分までの市県民税の督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年6月21日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第312号

下記の者の差押書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年6月21日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 3 1 3 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0292945	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 7 年 1 0 月 1 日
0342451	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 1 1 日
0440560	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 3 日
0996827	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 1 6 日
1251699	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 1 7 日
0709725	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 3 月 2 5 日
0466276	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 2 2 日
1336444	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 2 4 日
1325154	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 2 6 日
2104037	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 2 日
0020602	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 2 8 日
0031930	平成 1 8 年 4 月 1 日	平成 1 8 年 5 月 1 9 日
0261545	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 5 月 1 9 日
0336651	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 5 月 2 3 日
0623546	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 5 月 2 9 日
0841965	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 4 日
0842179	平成 1 8 年 4 月 3 日	平成 1 8 年 5 月 1 5 日
0851279	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 5 月 3 1 日
1204052	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 2 7 日
1252804	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 4 月 3 日
6112978	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 5 月 2 9 日
0101106	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 6 月 2 日
0161141	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 6 月 1 日
0316745	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 6 月 5 日

記号番号	交付年月日	無効となった日
0221655	平成17年10月 1日	平成18年 5月 31日
0466086	平成17年10月 1日	平成18年 6月 3日
0547919	平成17年10月 1日	平成18年 6月 6日
0525055	平成17年10月 1日	平成18年 6月 7日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0841965	平成17年10月 1日	平成18年 4月 4日
0161141	平成17年10月 1日	平成18年 6月 1日

津市告示第 3 1 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 6 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）
及び南が丘駅東公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 6 月 2 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 3 1 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 6 月 2 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅及び津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 6 月 2 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 3 1 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 6 年津市告示第 1 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

垂水町自治会

三重県津市垂水 1 1 1 0 番地 1

代表者 鯖 戸 利 成

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	津市大字垂水字入江 1 2 8 番地の 4 から 1 6 5 番地まで、字丸山 2 1 4 番地から 2 3 0 番地まで、2 4 5 番地から 3 5 2 番地まで、字真ヶ坪 3 5 3 番地から 4 8 2 番地まで、字中境 4 9 0 番地から 4 9 4 番地まで、4 9 6 番地から 5 3 7 番地まで、5 5 0 番地、5 5 7 番地 1、5 6 5 番地の 1、5 6 9 番地の 1 から 5 7 0 番地の 1 まで、5 7 3 番地の 1 から 5 7 4 番地の 3 まで、5 7 9 番地の 2 から 6 2 7 番地まで、字門田 6 2 8 番地から 7 5 1 番地まで、字下境 7 7 7 番地から 8 8 2 番地まで、8 9 9 番地から 1 0 0 5 番地まで、字上屋敷 1 0 0 8 番地から 1 1 2 2 番地まで、字池ノ谷 2 7 0 5 番地から 2 7 5 5 番地まで及び字千才 3 0 3 2 番地の一部の区域
変更後	津市垂水字入江 1 2 8 番地の 4 から 1 6 5 番地まで、字丸山 2 1 4 番地から 2 3 0 番地まで、2 4 5 番地から 3 5 2 番地まで、字真ヶ坪 3 5 3 番地から 4 8 2 番地まで、字中境 4 9 0 番地から 4 9 4 番地まで、4 9 6 番地から 5 3 7 番地まで、5 5 0 番地、5 5 7 番地 1、5 6 5 番地の 1、5 6 9 番地の 1 から 5 7 0 番地の 1 まで、5 7 3 番地の 1 から 5 7 4 番地の 3 まで、5 7 9 番地の 2 から 6 2 7 番地まで、字門田 6 2 8 番地から 7 5 1 番地まで、字下境 7 7 7 番地から 8 8 2 番地まで、8 9 9 番地から 1 0 0 5 番地

	まで、字上屋敷 1008 番地から 1122 番地まで、字池ノ谷 2705 番地から 2755 番地まで及び字千才 3032 番地の一部の区域
--	---

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市大字垂水 1110 番地 1
変更後	三重県津市垂水 1110 番地 1

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	松 田 幸 郎 三重県津市大字垂水 885 番地 1
変更後	鯖 戸 利 成 三重県津市垂水 819 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域及び事務所の所在地が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため。また、平成 18 年 3 月 26 日に代表者が通常総会後の会長選挙において選出され、平成 18 年 4 月 1 日付けで新任されたため。

津市告示第317号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月23日

津市長 松田直久

1 名称

地縁団体久居明神町中央自治会

2 規約に定める目的

本会は、社会の発展と文化伝統の維持に資するとともに行政ならびに公共団体の企画に参加し協力することを目的とし、以下に掲げる地域的な共同活動を行うこととする。

- (1) 地域社会の発展と連帯意識の発揚
- (2) 文化および伝統行事の継承
- (3) 住民相互の親睦および情報交換
- (4) 区有財産の維持管理
- (5) 行政書類の配付ならびに啓蒙と公共団体への協力
- (6) 自治会相互の連携と情報交換
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

3 区域

本会の区域は、久居明神町1321番地の1から1457番地ならびに久居明神町字風早631番地と711番地の27、同2195番地および2196番地とする。

4 事務所

三重県津市久居明神町1349番地

5 代表者の氏名及び住所

垣野俊夫

津市久居明神町1349番地

6 裁判所による代表者の職務執行者の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 年 月 日

津市告示第 3 1 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 1 7 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

三谷組自治会

三重県津市美杉町下之川 5 6 8 8 番地 1

代表者 水 谷 邦 郎

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	本会の区域は、美杉村下之川の字富田（5 3 9 7 番地 2 ～ 5 4 5 1 番地 1）字中山寺（5 4 5 2 番地～5 5 1 8 番地）字池ノ谷（5 5 1 9 番地～5 6 3 4 番地）字三谷（5 6 3 5 番地～5 7 5 4 番地）字大谷（5 7 5 5 番地～5 9 0 7 番地 2）字鰐垣内（5 9 0 8 番地 5 ～5 9 9 4 番地 1）までの区域とする。
変更後	本会の区域は、津市美杉町下之川の字富田（5 3 9 7 番地 2 ～5 4 5 1 番地 1）字中山寺（5 4 5 2 番地～5 5 1 8 番地）字池ノ谷（5 5 1 9 番地～5 6 3 4 番地）字三谷（5 6 3 5 番地～5 7 5 4 番地）字大谷（5 7 5 5 番地～5 9 0 7 番地 2）字鰐垣内（5 9 0 8 番地 5 ～5 9 9 4 番地 1）までの区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村下之川 5 6 8 8 番地 1
変更後	三重県津市美杉町下之川 5 6 8 8 番地 1

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡美杉村下之川 5 9 5 8 番地
変更後	三重県津市美杉町下之川 5 9 5 8 番地

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市告示第 3 1 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年美杉村告示第 1 2 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

須渕地区

三重県津市美杉町八知 6 7 3 番地 3

代表者 長 谷 川 勝 也

2 変更に係る事項

(1) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村八知 6 7 4 番地 3
変更後	三重県津市美杉町八知 6 7 4 番地 3

(2) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡美杉村八知 9 3 4 番地
変更後	三重県津市美杉町八知 9 3 4 番地

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市告示第 3 2 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 6 月 2 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 6 月 2 3 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 3 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 5 年津市告示第 6 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

つつじが丘自治会

三重県津市渋見町字北浦 7 7 0 番地 1 4 1

代表者 川 上 太 一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	尾 上 洋 三 三重県津市渋見町 7 0 0 番地 3 8
変更後	川 上 太 一 三重県津市渋見町 7 7 0 番地 6 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 1 8 年 5 月 7 日の通常総会において新任されたため。

津市告示第 3 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年芸濃町告示第 1 4 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

林町自治会

三重県津市芸濃町林 163 番地 6

代表者 嶋 田 武 浩

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	本会の区域は、 <u>芸濃町大字楠原 1,253 番地</u> 、 <u>大字林 390 番地</u> 、 <u>139 番地 4</u> 、 <u>134 番地 3</u> 、 <u>55 番地 4</u> 、 <u>2,034 番地 1</u> 、 <u>2,018 番地 2</u> 、 <u>1,994 番地 3</u> 、 <u>2,001 番地 8</u> 、 <u>2,000 番地 1</u> 、 <u>1,932 番地 19</u> 、 <u>1,977 番地 11</u> 、 <u>247 番地 5</u> 、 <u>281 番地 3</u> 、 <u>286 番地 2</u> 、及び <u>373 番地</u> を結んだ区域とする。
変更後	本会の区域は、 <u>津市芸濃町楠原 1,253 番地</u> 、 <u>津市芸濃町林 390 番地</u> 、 <u>139 番地 4</u> 、 <u>134 番地 3</u> 、 <u>55 番地 4</u> 、 <u>津市芸濃町中縄 5 番地 4</u> 、 <u>津市芸濃町林 2,034 番地 1</u> 、 <u>2035 番地</u> 、 <u>2,018 番地 2</u> 、 <u>1,994 番地 3</u> 、 <u>2,001 番地 8</u> 、 <u>2,000 番地 1</u> 、 <u>1,932 番地 19</u> 、 <u>1968 番地</u> 、 <u>248 番地 1</u> 、 <u>1844 番地 1</u> 、 <u>281 番地 3</u> 、 <u>286 番地 2</u> 、及び <u>373 番地</u> を結んだ区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字林 163 番地 6
変更後	三重県津市芸濃町林 163 番地 6

(3) 代表者の住所・氏名

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字林 191 番地 2	杉 谷 薫
変更後	三重県津市芸濃町林 2027 番地	嶋 田 武 浩

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成18年1月1日に表示変更になったため及び、定期総会において就任

津市告示第 3 2 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 6 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅、津新町駅（放置禁止区域）、上津台公園及び小森向山公園
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 6 月 2 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 3 2 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

小西地区

三重県津市美杉町八知 1 5 1 3 番地

代表者 白 谷 征 雄

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村八知小西全域（元小西・宮の下・住宅・下神河・上神河・奥出・庄屋出）とする
変更後	三重県津市美杉町八知小西全域（元小西・宮の下・住宅・下神河・上神河・奥出・庄屋出）とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村八知 1 5 1 3 番地
変更後	三重県津市美杉町八知 1 5 1 3 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	登 四郎 三重県一志郡美杉村八知 3 1 1 4 番地
変更後	白谷 征雄 三重県津市美杉町八知 3 0 9 1 番地

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

定期総会において平成 1 8 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 3 2 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 1 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

大御堂地区

三重県津市美杉町八知 5 1 5 3 番地 1

代表者 生 駒 勝 造

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村八知大御堂全域（柳瀬組、小松組、西河組、比河組、箱根組、相戸組）とする。
変更後	三重県津市美杉町八知大御堂全域（柳瀬自治会、小松自治会、西河自治会、比河自治会、箱根自治会、相戸自治会）とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村八知 5 1 5 3 番地 1
変更後	三重県津市美杉町八知 5 1 5 3 番地 1

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡美杉村八知 4 5 4 9 番地
変更後	三重県津市美杉町八知 4 5 4 9 番地

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

地縁による団体の区域の名称の変更については平成 1 8 年 4 月 2 2 日の定期総会での規約変更による。

津市告示第 3 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 7 年美杉村告示第 7 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

小原自治会

三重県津市美杉町竹原 2 0 9 0 番地の 1

代表者 松 尾 力 一

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	本会の区域は、三重県一志郡美杉村竹原字大垣内、字中ノ垣内及び字田尻の区域とする
変更後	本会の区域は、三重県津市美杉町竹原字大垣内、字中ノ垣内及び字田尻の区域とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村竹原 2 0 9 0 番地の 1
変更後	三重県津市美杉町竹原 2 0 9 0 番地の 1

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	菅尾 實 三重県一志郡美杉村竹原 2 0 8 3 番地
変更後	松尾 力一 三重県津市美杉町竹原 1 7 4 7 番地 2

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

定期総会において平成 1 8 年 4 月 3 日より新任

津市告示第 3 2 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 8 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

竹原区

三重県津市美杉町竹原 2 7 7 7 番地

代表者 山 口 倍 生

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村竹原全域（竹原・八手俣）とする
変更後	三重県津市美杉町竹原全域（竹原・八手俣）とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村竹原 2 7 7 7 番地
変更後	三重県津市美杉町竹原 2 7 7 7 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	松田 多久男 三重県一志郡美杉村竹原 2 1 2 6 番地
変更後	山口 倍生 三重県津市美杉町八手俣 1 1 0 3 番地 1

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

定期総会において平成 1 8 年 5 月 2 6 日より新任

津市告示第 3 2 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 3 年美杉村告示第 8 8 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

宝生自治会

三重県津市美杉町竹原 3 5 6 0 番地

代表者 奥 谷 正 一

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村竹原字下垣内 3 4 8 5 番から 3 5 7 5 番 2 まで、及び字上垣内 3 5 8 4 番から 3 6 7 3 番までの区域とする。
変更後	三重県津市美杉町竹原字下垣内 3 4 8 5 番から 3 5 7 5 番 2 まで、及び字上垣内 3 5 8 4 番から 3 6 7 3 番までの区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村竹原 3 5 6 0 番地
変更後	三重県津市美杉町竹原 3 5 6 0 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	野崎 力 三重県一志郡美杉村竹原 3 5 1 6 番地
変更後	奥谷 正一 三重県津市美杉町竹原 3 5 7 5 番地 2

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

定期総会において平成 1 8 年 4 月 1 日付けで新任

津市告示第 3 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年美杉村告示第 8 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

多気地区

三重県津市美杉町上多気 1 0 3 1 番地

代表者 結 城 實

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村多気地区全域（下多気・上多気・丹生俣）とする
変更後	三重県津市美杉町多気地区全域（下多気・上多気・丹生俣）とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村上多気 1 0 3 1 番地
変更後	三重県津市美杉町上多気 1 0 3 1 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	廣田 深 三重県一志郡美杉村下多気 2 7 5 番地
変更後	結城 實 三重県津市美杉町上多気 1 3 0 2 番地

変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

平成 1 8 年 5 月 1 0 日の定期総会において新任

津市告示第 330 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 6 月 27 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）及び津駅西第二
公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 6 月 27 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 3 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止する。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 8 年 6 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 4 7 5	明神北 4 号線	津市久居明神町	
		津市久居明神町	
1 4 7 8	明神北 7 号線	津市久居明神町	
		津市久居明神町	
1 4 7 9	明神北 8 号線	津市久居明神町	
		津市久居明神町	
1 4 8 0	明神北 9 号線	津市久居明神町	
		津市久居明神町	
1 4 8 1	明神北 1 0 号線	津市久居明神町	
		津市久居明神町	
1 4 8 2	明神北 1 1 号線	津市久居明神町	
		津市久居明神町	
3 5 9 7	観音寺長岡町線	津市観音寺町	
		津市長岡町	
7 2 1 1	雲出伊倉津町第 2 0 号線	津市雲出伊倉津町	
		津市雲出伊倉津町	

津市告示第 332 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 18 年 6 月 28 日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3623	観音寺長岡町線	津市観音寺町字橋之内 6 57 番 1 地先から	平成 18 年 6 月 28 日
		津市長岡町字垣内 661 番 2 地先まで	
7395	雲出島貫町第 34 号線	津市雲出島貫町字町中 1 077 番地先から	平成 18 年 6 月 28 日
		津市雲出島貫町字町中 1 223 番地先まで	

津市告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3623	観音寺長岡町線	津市観音寺町	
		津市長岡町	
7395	雲出島貫町第34線	津市雲出島貫町	
		津市雲出島貫町	
7396	雲出伊倉津町第20号線	津市雲出伊倉津町	
		津市雲出伊倉津町	

津市告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

1 道路の種類 市道

2 路名及び路線の区域

整理番号	路線名	区域の決定区間	延長m
			幅員m
3623	観音寺長岡町線	津市観音寺町字橋之内6 57番1地先から	1328.3
		津市長岡町字垣内661 番2地先まで	2.5 ~ 6.4
7395	雲出島貫町第34号線	津市雲出島貫町字町中1 077番地先から	53.0
		津市雲出島貫町字町中1 223番地先から	5.0 ~ 8.5
7396	雲出伊倉津町第20号線	津市雲出伊倉津町字川新 田1588番1地先から	616.9
		津市雲出伊倉津町字川新 田1536番6地先まで	1.8 ~ 4.8

津市告示第 335 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 6 月 28 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）及び久居駅前第 1
公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 6 月 28 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 3 3 6 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 8 年 6 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

記

記号番号	交付年月日	無効となった日
1253521	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 6 月 7 日
0103783	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 6 月 1 2 日
0384180	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 6 月 9 日
9108137	平成 1 8 年 3 月 1 日	平成 1 8 年 6 月 2 日
0101322	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	平成 1 8 年 6 月 1 6 日

津市告示第 337 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 6 月 29 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、(放置禁止区域)久居駅前第 1 公共自転車
等駐車場及び江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 6 月 29 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市公告第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月20日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成18年5月26日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町浜田字下浦515ほか15筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市栗真中山町190
株式会社トップハウス
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第61号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年6月20日

津市長 松田直久

指定道路

- 1 幅員 5.0メートル
- 2 延長 19.7メートル
- 3 地名地番 津市岩田293番4

津市公告第62号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年6月23日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年6月22日
- 2 抑留期間 平成18年6月26日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白塚町	雑種	黒茶	不明	小	不明	

- 3 公示期間 平成18年 月 日から平成18年6月26日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第63号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第6項の規定により、次のように農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を策定したので、同法第6条第7項の規定により公告する。

平成18年6月23日

津市長 松田直久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備えて縦覧に供する。）

津市公告第64号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年6月27日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年6月26日
- 2 抑留期間 平成18年6月28日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町	雑種	白	メス	中	不明	赤の首輪

- 3 公示期間 平成18年6月27日から平成18年6月28日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第65号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年6月28日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年6月27日
- 2 抑留期間 平成18年6月29日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	榊原町	雑種	茶白	オス	大	不明	黒茶の首輪 青のリード

- 3 公示期間 平成18年6月28日から平成18年6月29日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第8号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年6月23日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

- 1 招集の日時 平成18年6月26日(月)午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市就学指導委員会相談員の委嘱について
 - (2) 津市社会教育委員の委嘱について
 - (3) 津市図書館協議会委員の委嘱について

津市水道局告示第5号

津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成18年6月20日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社大村建設	津市美杉町竹原387番地	平成18年4月27日
瀬野水道工業所	松阪市西町257番地	平成18年5月9日
城山水道	松阪市荒木町76番地1	平成18年5月9日
隈元設備工業	鈴鹿市東旭が丘町六丁目5番33号	平成18年5月30日

津市水道局告示第6号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平成18年6月20日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社ハギワラ	松坂市嬉野下之庄町237番地1	平成18年3月31日